



知的創造サイクルと特許審査



特許審査第二部長
上野 修

はじめに

ここ数年来、知的財産の重要性が広く認識され、知的財産の創造、保護（権利取得）、活用からなる知的創造サイクルという言葉も市民権を得つつあります。しかしながら保護の中核となる審査については迅速化の点以外は同サイクルへの貢献の仕方の議論は少ないようです。ここでは、

特許懇より戴いた機会を活かして、知的創造サイクル、特に創造（研究開発）と保護（特許出願）の部分の我が国の現状を見つつ、我々が審査上どのような施策を採って行けばユーザーニーズを満たしつつ当該箇所の活発化ができるのか、といった点について、二部で行っている施策の現状の紹介をその背景も含めて触れてみたいと思います。

特許制度の役割

先ず、図1で特許制度の役割を復習してみたいと思います。特許制度は技術情報の保護と利用を通じて技術革新による経済発展を支援する制度であり、個別企業等においてはR&D→特許出願→権利取得→活用（市場独占、ライセンス等）による投資回収と再投資を通じたいわ

研究－発明－特許のサイクル（知的創造サイクル）

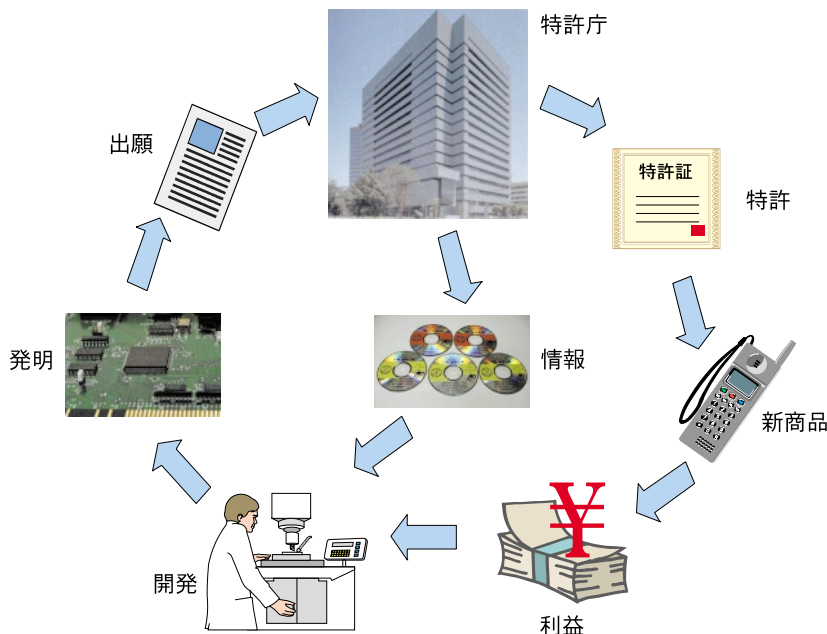


図1

ゆる知的創造サイクルを形成し、トータルとして国の経済が発展する仕組みです。

また、国の仕事として保護に値する発明かどうかを審査し、さらに技術・権利情報である特許情報を収集・整理・加工・提供し企業等のR&Dの効率化、ライセンス等に寄与していく仕組みも重要です。

経済、研究開発規模と特許出願の関係

図2に示されるように我が国の研究開発費はその経済規模に比して決して少ないものではありません。経済規模一位の米国と比べても研究熱心と言えます。

図3は1980年代と1990年代との間の、

各国企業の売り上げに対するR&D投資の増加率と生産性に関する指標とを対比させたものです。日本企業のR&Dは増加していますがその成果が生産性向上に反映されていません。

図4は横軸に研究開発費（R&D百万米ドル）を、縦軸に国内出願件数（DPF：件）をプロットしたのですが、我が国は研究開発費に対して極めて多数の特許出願を行っている国です。

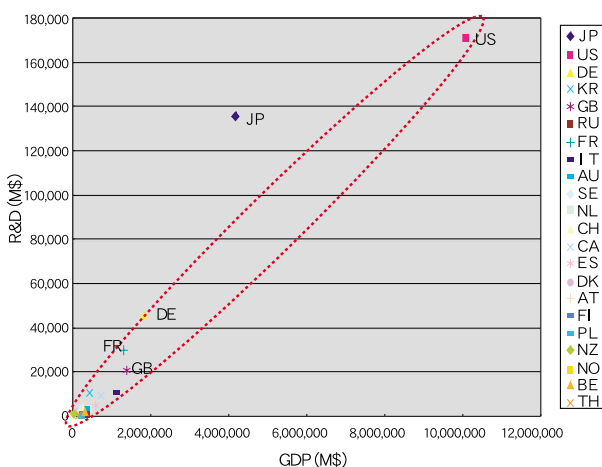


図2 GDP vs R&D 国際比較

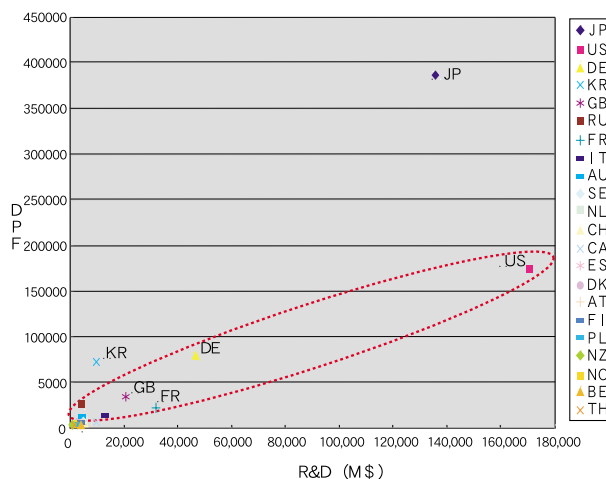


図4 R&Dに対する国内出願件数

主要国の民間研究開発投資とMFPとの関係（80年代と90年代の比較）

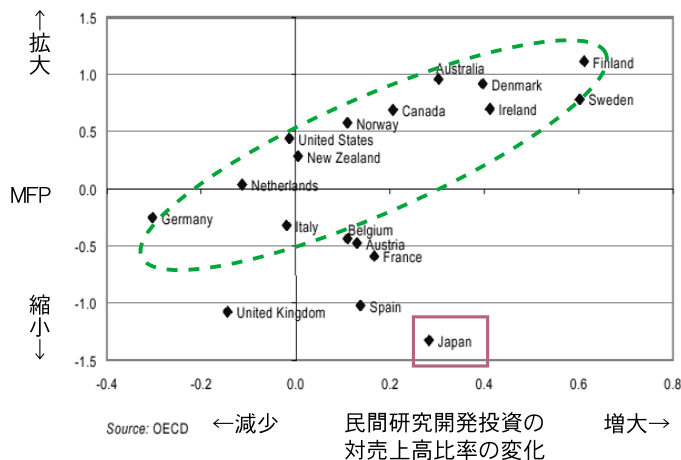


図3 我が国の研究開発効率変化（国際比較）

これと図3とを併せ考えると、少なくとも我が国に関しては特許出願件数のみでは研究開発効率化の指標にはなり得ないことがわかります。

国の経済規模と研究開発費当たりの内国特許出願件数の関係を見たものが図5です。国の豊かさや研究開発費とはある程度比例関係にありますが、研究開発費と特許出願件数の関係、或いは国の豊かさや研究開発費当たりの特許出願件数で見ると我が

国は相対的に高く出ている。

図6を見ると、スイス（CH）は研究者当たりの研究開発費が高い割に研究者当たりの内国特許出願件数はそれほど多くありません。また、後続している欧米先進諸国もほぼこれと似た関係にあります。一方、我が国は研究者当たりの研究開発費はスイスの約半分ですが、研究者当たりの内国特許出願件数はスイスを大きく上回っています。（韓国は更に特異

ですが……。）

我が国の特許出願の特徴

以上を見てきますと、欧米先進諸国と比べると研究開発費や研究者当たりの我が国の特許出願件数は多いので内容的に問題があるような感もしますが、他方、図7を見ますと、優先権の基礎となるいわゆる優先基礎出願はそうでないものと比べると10%

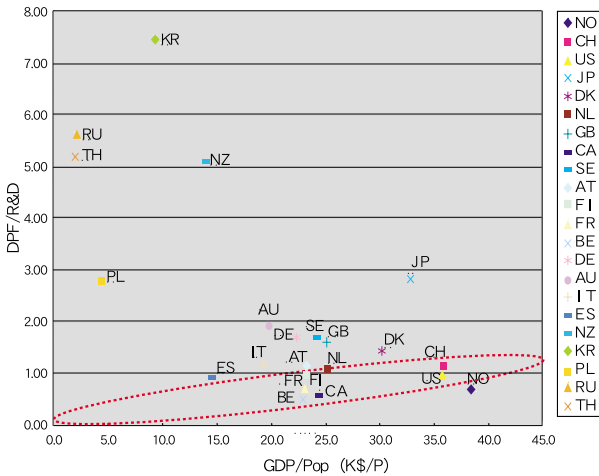


図5 GDP/人口 vs 内国出願/R&D

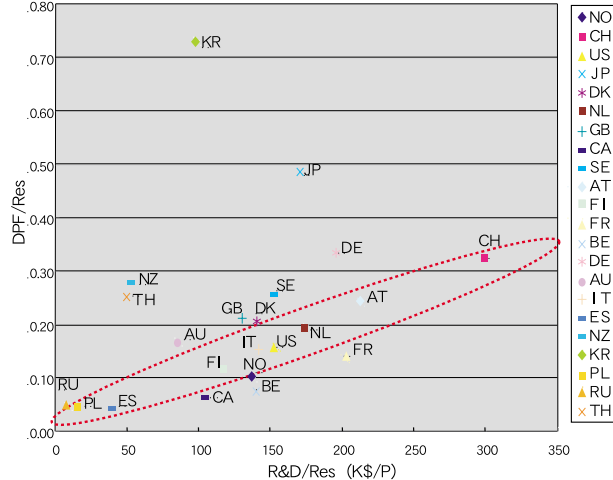


図6 R&D研究者 vs 国内出願/研究者

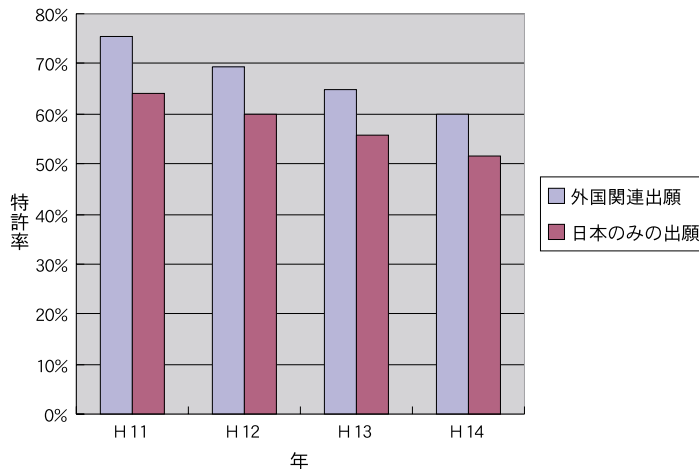


図7 日本人出願の特許率

近く特許率が高いのでその質は一律に論じられないことがわかります。

図8-9は拒絶理由、あるいは調査報告書の引例に関するデータですが、PCTのISRで引かれる引例は内国出願のそれと比べて遙かに出願時点に近いものが引かれている点からも案件により質に差異があることがわかります。

以上のような点から見ると、我が

国の出願構造は欧米先進諸国と比べると多分に出願奨励型ではありますが、出願の種類別特許率データ等から見ると、企業側は各出願を一律には扱ってはならず、一定の重み付けがあるようです。このビヘービアの当否は別として、審査をする側としては、それらに関する重み付け等の情報を得、それらを活用して処理す

ることによりユーザーニーズに応えると共に効率的な審査を行うことの可能性が出てきます。

二部の関連出願連携審査の現状

二部は自動車、家電等を中心に出願が多く、審査の仕方も色々工夫

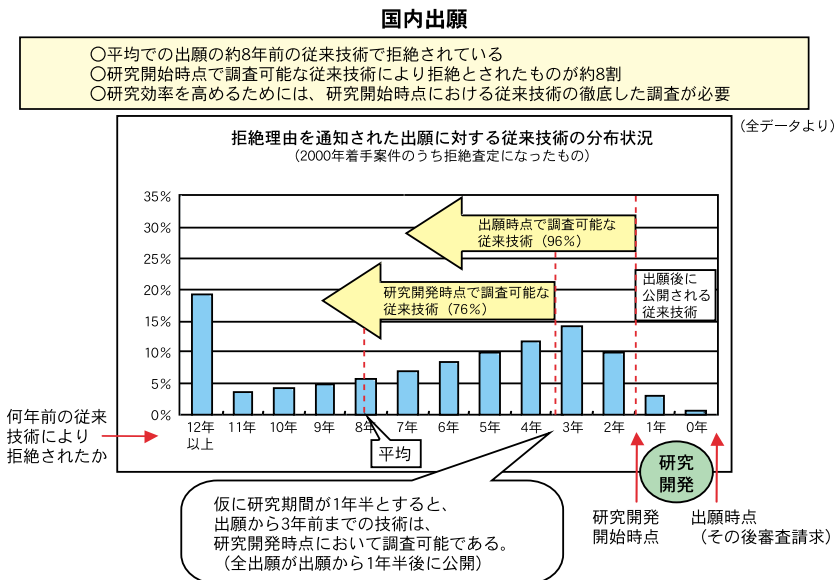


図8 拒絶理由に用いられた従来技術の分析 (1)

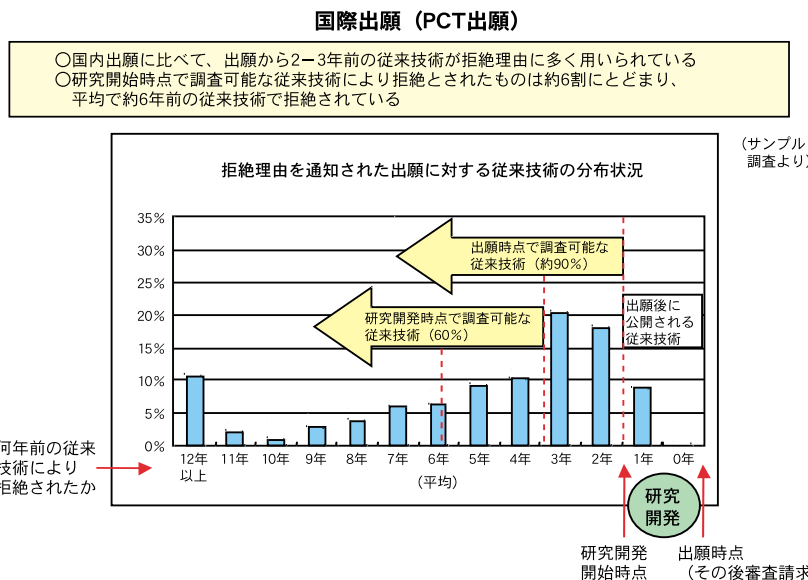


図9 拒絶理由に用いられた従来技術の分析 (3)

をしています。中でも関連出願連携審査では、企業との連携を深めて企業の特許ポートフォリオ管理を支援すると共にコア出願を中心とした関連出願の情報を得て、それら一群の出願を検索外注、技術説明、面接審査等を有機的に活用し、関連出願の着手時期、内容にバラツキが生じないようにしています。

また、コア、まとめ案件等の着手希望案件を企業が選定していく中で権利化不要となった出願の取り下げ等も期待できる仕組みが動きつつあります。

図10は二部関係の関連出願連携スキーム参加企業数と回答件数の推移を示したものです。企業コンタクト等での説明と相まってこの仕組みに対する企業側の理解が深まり、双方とも増加基調にあります。図11はその結果ですが、関連出願連携審査で回答のあった出願はそれ以外と比べると10%程度特許率が高くなっていることからユーザーが重み付けした出願に対応した結果が得られていると考えられます。

今後、参加企業を更に増加させ、案件選定の仕組みを企業の知的財産部と事業部等との連携で作りに上げてもらう中で限られた審査能力をよりユーザーニーズに対応した形

で発揮させていくと共に企業側にはポートフォリオに乗せる必要のない案件の取り下げも期待しています。

今後の課題

知的創造サイクルの創造と保護の部分を円滑に進めて行くには創造側、保護側が有機的に連携する必要があります。

創造側固有の問題として大きなものは冒頭に挙げた研究開発効率の向上ですが、保護側とのインターフェースでは出願・審査請求の適正化、就中ビジネスの選択と集中に合わせた研究開発、特許ポートフォリオの形成を進め、関連出願連携審査等の保護（審査）側との連携を進めていくことが重要になります。

保護側固有の問題としては審査能力の向上、即ち審査官数や検索外注件数の増加によるキャパシティの増加と合わせて処理効率を上げていくと共に技術分野ごとの審査の質を維持・向上させていく必要があります。審査の質の低下は乱出願を招き、知的創造サイクルとは別の世界の悪循環に陥ります。ますます複雑高度化する技術を的確に処理するには、技術分野

毎に技術動向の把握、サーチ手法検討、審査基準適用例の集積等をグループで行い、その結果をサーチ戦略ファイル等により共有化し、バラツキが出ないようにしていく必要があります。創造側とのインターフェースでは、関連出願の情報入手、技術説明、面接等とともに第一線の研究者等と議論する機会を増やし、当事業者感覚を常に養うとともに特許から見た技術の流れ等を先方に伝えることにより出願等、場合により研究開発等の適正化にも役立ててもらえる可能性があります。

おわりに

知的創造サイクルの目指すところと其中で創造、保護の箇所の一部の現状及び二部の施策の現状とあわせて当方が今後の課題と認識している事項を紹介させていただきました。ご紹介した図2～9のデータは全体のもので分野別ではまた新たな見方が出来るかも知れません。

特許審査に対する期待も出願内容と同様にますます「複雑・高度化」してきていますのでさらに皆さんからもお知恵を拝借しつつこれに応えていきたいと思っています。

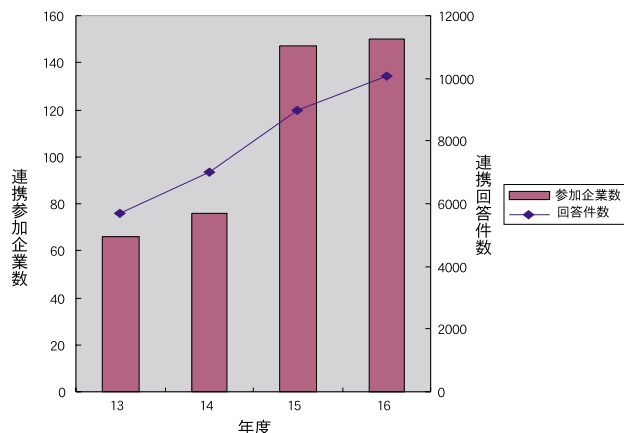


図10 関連出願連携審査利用状況 (二部関係)

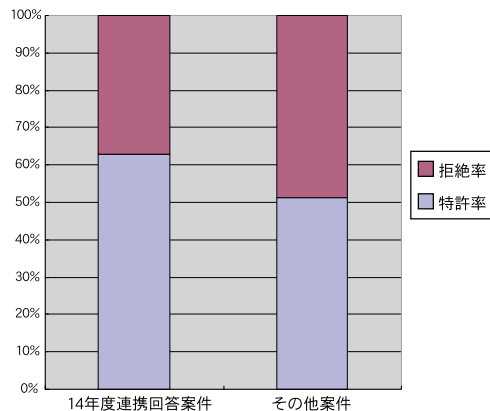


図11 14年度着手案件の最終処分状況

(出典) 図2-6：OECD及びWIPO統計データより作成。国はWIPO Country Codeで表示。内国特許出願件数1000件以上の国のみ対象。
図8-9：特許庁総務課作成。 図7,10-11：二部調査室作成。